

新宿区教育委員会会議録

平成十六年第四回定例会

平成十六年四月十五日
新宿区役所六階第四委員会室

新宿区教育委員会

《平成十六年第四回定例会》

日時 平成十六年四月十五日（木）
場所 新宿区役所六階第四委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委員	長	熊谷洋一
委員	員	木島富士雄
委員	員	内藤頼誼
委員	員	櫻井美紀子
教育長	長	山崎輝雄

説明のため出席した者

次長	今野隆
中央図書館長	鹿島一雄
教育政策課長	吉田悦朗
教育指導課長	木下川肇
学校運営課長	瀨田幸二
教育整備課長	木村純一
生涯学習振興課長	赤羽憲子
生涯学習財団担当課長	小野寺孝次

書記

教育政策課管理係長	久澄聰志
教育政策課管理係主査	伊丹昌広

《 議 事 日 程 》

議 案

- 日程第一 議案第三十六号 新宿区教育委員会委員長の選任について
日程第二 議案第三十七号 新宿区教育委員会委員長職務代理者の選任について
日程第三 議案第三十八号 第六次・学校適正配置計画（案）について

報 告

- 一 教育委員会事務局幹部職員等の人事異動について（教育政策課長）
- 二 新宿区立区民ギャラリー指定管理者の指定及び管理協定について（生涯学習振興課長）
- 三 新宿区立落合社会教育会館について（生涯学習振興課長）
- 四 「区立図書館サービスの基本的なあり方 中間のまとめ」について（中央図書館長）
- 五 その他

熊谷委員長

ただいまから、平成十六年新宿区教育委員会第四回定例会を開催いたします。
本日の会議録の署名者は、内藤委員にお願いいたします。

議 案

議案第三十六号 新宿区教育委員会委員長の選任について

熊谷委員長

それでは、議事に入ります。

「日程第一 議案第三十六号 新宿区教育委員会委員長の選任について」を議題といたします。

選任について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「議案第三十六号 新宿区教育委員会委員長の選任について」御説明いたします。

これは、現委員長の任期が五月一日をもって満了いたします。委員会の設置を定めております地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第十二条第一項の規定に基づき、五月二日より就任する委員長の選任を教育委員会で選挙するというものでございます。

なお、同項に、教育長に任命された委員を除く委員のうちから委員長を選挙しなければならないと規定されてございますので、教育長以外の委員の中から選任していただくというものでございます。

新たに選任される委員長の任期は、地教行法第十二条第二項に一年と定められていますので、平成十六年五月二日から十七年五月一日までとなります。

最後に、選挙の方法ですが、新宿区教育委員会会議規則第六条の規定により、無記名投票が原則でございます。ただし、各委員に異議のない場合は、指名推薦をもって投票にかえることができます。

議案の提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十二条の規定に基づき、委員長を選挙する必要があるためでございます。

よろしくお願いいたします。

熊谷委員長

ありがとうございました。

それでは、委員長の選任を行います。

選挙方法は無記名投票が原則でございますが、各委員に異議のない場合には指名推薦をもって投票にかえることができます。

まず、選挙方法についてお諮りをいたします。御発議のある方は、どうぞお願いをいたします。

内藤委員
熊谷委員長

選任は指名推薦で行うことを提案いたします。

ただいま、内藤委員より指名推薦による選任の御提案がありましたが、指名推薦により選任するという点でよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。それでは、異議なしと認め、委員長の選任は指名推薦により行います。

指名推薦について御発言のある方は、どうぞお願いをいたします。

内藤委員
熊谷委員長

委員長に木島委員を推薦いたします。

ただいま木島委員が指名推薦をされました。他に御発言のある方、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、指名について採決を行います。指名推薦のとおり委員長を決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。それでは、異議なしと認め、「議案第三十六号 新宿区教育委員会委員長の選任について」は、新委員長に木島委員で決定をいたしました。

議 案

議案第三十七号 新宿区教育委員会委員長職務代理者の選任について

熊谷委員長

次に、「日程第二 議案第三十七号 新宿区教育委員会委員長職務代理者の選任について」を議題といたします。

選任について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、議案第三十七号について御説明いたします。委員長職務代理者の選任に関する議案でございます。

職務代理者の任期は、新宿区教育委員会会議規則第七条の規定により、その指定のときから次の委員長選挙までとなっております。指定方法は、委員長選挙と同様に無記名投票が原

則ですが、各委員に異議のない場合は、指名推薦をもって投票にかえることができます。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十二条の規定に基づき、委員長職務代理者を規定する必要があるものでございます。

よろしくお願いいたします。

熊谷委員長

ありがとうございました。

それでは、委員長職務代理者の選任を行います。

指定方法は無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は、指名推薦をもって投票にかえることができます。

まず、指定方法についてお諮りをいたします。御発議のある方は、どうぞお願いいたします。

山崎教育長

選任は指名推薦で行うことを提案いたします。

熊谷委員長

ただいま、教育長より指名推薦による選任の提案がありました。指名推薦により選任するというところでよろしゅうございますでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。それでは、異議なしと認め、委員長職務代理者の選任は指名推薦により行います。

指名推薦について御発言のある方は、どうぞお願いをいたします。

山崎教育長

委員長の御推薦で選任してはいかがでしょうか。

熊谷委員長

教育長より、私の推薦で選任を行う提案がありましたが、よろしゅうございますでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

それでは、私は、委員長職務代理者に櫻井委員を推薦いたします。よろしゅうございますでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。

他に御発言がないようでございますので、指名について採決を行います。指名推薦のとおり、委員長職務代理者を決定してよろしゅうございますでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。それでは、異議なしと認め、「議案第三十七号 新宿区教育委員

会委員長職務代理者の選任については、委員長職務代理者に櫻井委員で決定をいたしました。

なお、委員長職務代理者は、この指定により、指定のときから任期が開始することになります。

議 案

議案第三十八号 第六次・学校適正配置計画（案）について

熊谷委員長

次に、「議案第三十八号 第六次・学校適正配置計画(案)について」を議題といたします。議案の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「議案第三十八号 第六次・学校適正配置計画(案)について」御説明いたします。

一枚おめくりいただきたいと思いますが、第六次・学校適正配置計画(案)でございます。なお、もう一枚おめくりいただきまして、別添に平成十六年四月七日付で四谷地区三小学校統合協議会会長より教育長あてに、四谷第三・四谷第四及び旧四谷第一小学校の統合についての文書がついております。これにつきましては、協議会の中で協議検討したところ、協議会としては、事務局の方から案の素案を提示してございますが、それにつきましては、一番下にありますように、「第六次学校適正配置計画(案)素案」を了承することと決定したという御報告がございます。それに基づきまして、案について御説明いたします。

四谷第三小学校、四谷第四小学校及び旧四谷第一小学校を統合するというものでございます。実施時期につきましては、平成十九年四月一日とする。統合新校の位置につきましては、旧四谷第一小学校の校地に建設する。統合新校の校名につきましては、新宿区立四谷小学校とする。通学区域につきましては、四谷第三小学校と四谷第四小学校の通学区域を合わせて一通学区域とするものでございます。

なお、本日御決定をいただきましたらば、今後関係者を含め、地域住民等に御説明しながら、さらに御意見をいただき、具体的な新校の建設、教育内容等について協議していくものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

教育環境
整備課長

私の方で若干補足させていただきます。

新校に併設を予定している幼稚園でございますが、最近の幼保連携の動きを受けまして、

幼稚園と保育園を一緒にした、いわゆる幼保園も視野に入れて検討したいと考えております。

以上でございます。

熊谷委員長

ありがとうございました。

以上で説明が終わりました。御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いをいたします。いかがでしょうか。

内藤委員

ちょっと参考までに承知しておきたいと思うんですが、この統合協議会の教育長あてのあれがありますが、統合をできるだけ早くすべきだとの意見が大勢を占めたというんですが、これ、実態はどのぐらいの多数なんですか。大体の比率でも、もしおわかりでしたら。

教育環境
整備課長

最終的に座長に確認していただいたんですが、これは全員、特に異議はなかったというところまで話し合いは進みました。

熊谷委員長

全員一致ということによろしいですか。

教育環境
整備課長

途中では多少いろいろな異論が出たんですが、最終的には全員一致だということでした。

熊谷委員長

よろしゅうございますでしょうか。

櫻井委員

旧四谷第一小学校というのは、もう第三小学校に吸収ではないけれども、転学になる。そうすると、名称としては旧四谷第一小学校というのはまだ存在しているわけですか。

教育環境
整備課長

四谷第一小学校というのは、条例上はもうない学校でございます。

櫻井委員

ないのに、ここに入れていいものなんですか。

教育環境
整備課長

これは旧四谷第一小学校ということで、学校の統合は地域に当初三校で統合していくということでずっと話をしていたものでございますので、そういう、ずっと統合を進めてきた経緯の中で、初めに四谷第一小学校が第三小学校に転学したというのは、この統合の一段階にすぎないということで、全体としては三校の統合という枠組みでずっと進めてきたものでございますので、旧四谷第一小学校ということで、そこを含めた統合というふうに考えているわけで、条例上の形式的な名称とは違う枠組みで進めているものでございます。

熊谷委員長

ありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。

この四谷地区三小学校統合協議会というのは、いつの時点まで続くんですか。この統合が決定した段階で協議会というのはなくなるのか、それとも、校舎が建って、十九年四月一日に開校というんですかね、それまで続くんでしょうか。

教育環境
整備課長

今後話し合う内容もあります。これが決定した以降も、協議会で協議していただく事項、これは、例えば学校をどういうふうな形で作っていくとか、そのほか、校歌ですとか、そういうことを話し合っていていただくことはございます。それが協議事項で、協議する回数というのは減ってくるかと思うんですが、一応新校が開校するまでは形としては続いていくというふうに考えております。

熊谷委員長

ありがとうございました。
よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、「議案第三十八号 第六次・学校適正配置計画（案）について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。それでは、議案第三十八号は原案のとおり決定をいたしました。以上で、本日の議事は終了いたしました。

報告事項

報告一 教育委員会事務局幹部職員等の人事異動について

報告二 新宿区立区民ギャラリー指定管理者の指定及び管理協定について

報告三 新宿区立落合社会教育会館について

報告四 「区立図書館サービスの基本的なあり方 中間のまとめ」について

報告五 その他

熊谷委員長

引き続き、事務局からの報告をお受けいたします。

報告一から報告四について一括して説明を受けまして、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。教育政策課長からお願いします。

教育政策課長

それでは、報告の一でございます。教育委員会事務局幹部職員等の人事異動について御報告いたします。

報告の一の教育委員会幹部職員等名簿をごらんいただきたいと思います。異動の職員のみ御紹介いたします。

最初に、教育指導課長、木下川肇、練馬区立豊玉第二中学校長からの転入でございます。

生涯学習振興課長、赤羽憲子、福祉部障害者福祉課長からの異動でございます。

生涯学習財団担当課長、小野寺孝次、区民部副参事（納税推進担当）からの異動ござい

熊谷委員長
生涯学習
振興課長

ます。なお、生涯学習財団担当課長につきましては、生涯学習財団の事務局長ということでございます。

それから、口頭でございますけれども、職員の紹介もここでさせていただきたいと思えます。教育委員会の事務局の教育委員会を担当する者でございます。

教育政策課管理係長、久澄聰志でございます。

同じく管理係主査、伊丹昌広でございます。

それから、昨年と同様、岩崎も一緒に担当するものでございます。

それから、委員協議会の事務局でございますが、教育政策課企画調整係長、佐藤でございます。

なお、同係の主任主事も担当するものでございます。

本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告二についてお願いいたします。

それでは、新宿区立区民ギャラリー指定管理者の指定及び管理協定につきまして御報告申し上げます。

同ギャラリーの指定管理者は、平成十六年四月一日付で、報告に記載のとおり、団体名、特定非営利活動法人、新宿環境活動ネットに決定をいたしております。

次に、管理協定でございますけれども、資料としておつけいたしております。

まず根拠でございますが、新宿区立区民ギャラリー条例第三条によりまして、指定管理者に管理を代行させるということから来ているものでございます。

協定期間でございます。これは第二条の関係になってございます。平成十六年四月一日から十八年三月三十一日の二年間でございます。

次に管理経費でございますが、第六条に記載のとおり三千百五十三万三千四百六十円となっておりますが、これは環境学習情報センターも含むものでございまして、このうち生涯学習費につきましては一千百十二万六千二百九十五円となっております。案分比率によりまして二分の一ということになるわけでございますが、開館時間の違いや、また業務事項の違いなどによりまして、生涯学習費分の負担率は約三五％となっております。

次に利用料金でございます。第十条、十一条の関係でございます。利用料金制を取り入れ、利用料金は指定管理者の収入とし、その収入予定額を定めてございます。この額は管理経費に繰り入れるもので、精算はいたしません。なお、区民ギャラリーの利用料金は、条例で限

度額を決めておりまして、区と指定管理者との協議により、別紙七でございますが、大分先になってございますけれども、一番最後に記載されているとおりに決定をいたしております。別紙七のとおり、九月三十日までは従来の利用条件でございます。十月一日からは表二の方の利用料金となりまして、九月三十日まで区民以外の利用者のみ有料であったところ、十月一日からは免除の場合を除いて区民も有料とし、三段階の利用料金制といたしております。

協定の本文の方に戻っていただきまして、第十六条でございます。ここに利用者の意見の聴取が規定されてございます。

それから、第十八条に個人情報管理ということで、新宿区個人情報保護条例に準ずる規定を指定管理者が策定して、個人情報の保護に必要な措置を講じることとしております。

それから、第十九条には情報公開の規定がございまして、同じように区の条例に準じる規定を指定管理者が策定をして、必要な措置を講じることといたしております。

大変雑駁でございますけれども、以上で御報告を終わります。

ありがとうございました。

それでは、引き続き、報告三について生涯学習振興課長から報告をお願いいたします。

続きまして、新宿区立落合社会教育会館につきまして御報告いたします。

このたび、(仮称)落合第二区民センターの建設説明会におきまして、近隣の区立落合社会教育会館につきましても今後の検討の方向性をお示しいたしましたので、御報告いたします。

資料をごらんください。平成十五年二月策定の行財政改革計画において、社会教育会館の集会室的機能については、地域センターでも代替できるように検討を進めることとなっております。このたび(仮称)落合第二区民センター建設に際しては、地域センター部分を生涯学習の団体活動にも配慮した地域コミュニティーの核となる施設として整備することで、近隣の落合社会教育会館の機能を統合する方向で検討を進めてまいりましてでございます。そこから下の記述は、(仮称)落合第二区民センター建設計画に係る経過等でございます。

経過でございます。落合第二特別出張所の建てかえについては、区民部において(仮称)落合第二区民センター建設世話人会十五名をもって構成しているものでございますが、同建設準備会の委員構成を検討してまいりました。二月と三月にそれぞれ一回ずつ開催されてございます。

今後の方針です。地域に親しまれる施設としていくために、(仮称)落合第二区民センター建設準備会を設立し、施設構造の検討、利用のルールづくり等を行います。四月八日から四

熊谷委員長

生涯学習
振興課長

月二十八日の間に、準備会の公募枠の委員を公募しております。

次に、建設計画住民説明会でございますが、四月七日水曜日、落合第二特別出張所において開催されました。参加者は、午後と夜合わせて五十九名でございました。

今後の予定ですけれども、第三回世話人会が五月六日に開催され、続いて五月中に二回、準備会が開催される予定となっております。

裏面に地図がございます。大きな丸が建設予定地でございます。四角く囲ってある部分が落合第二特別出張所、現在あるところでございます。少し小さ目の丸のところは落合社会教育会館でございます。大変な至近距離にあるものでございます。

なお、教育委員会といたしまして、社会教育会館の御利用者を対象に、説明会を四月中に二回、時間帯を違えて開催する予定にしております。

以上で報告を終わります。

ありがとうございました。

それでは、引き続き、報告四について中央図書館長からお願いいたします。

それでは、報告の四番目でございますが、「区立図書館サービスの基本的なあり方 中間のまとめ」が新宿区立図書館運営協議会より本年の三月二十三日に教育長に対しまして出されましたので、御報告いたします。

今期の図書館運営協議会につきましては、平成十五、十六年度の二カ年度で検討、協議を進めるというものでございますが、改めまして新宿区立図書館サービスの基本的なあり方を二カ年で検討しようというものでございまして、大きな柱といたしまして、一つは新宿区立図書館の役割、やはり図書館とはそもそもどういうところかというようなところの議論、それから、二つ目には利用者の要望にこたえる図書館サービスの充実施策についてということでございまして、これについては各論と言ってもいいかと思いますが、こういったものを二カ年で検討、協議しようということでございます。十五年度につきましては、総論と申すか、機能・役割論についての議論を主に進めてきたということで、ここに中間報告、中間のまとめがなされたというものでございます。

ちょっとページを開いていただきますと、目次が出てございます。特に二番目の「図書館に期待される役割・機能」ということで、(一)から(七)までということでございます。それから、三番目に、中央図書館及び地域図書館、中央館と地区館の役割について、それから、四番目には「地域社会に支えらえる図書館」ということで、ボランティア、あるいはNPO

熊谷委員長

中央図書館長

という、これからの図書館を支えていく一つの地域の力といいますか、そういったものについても議論をしております。それから、五番目に、図書館サービスの目標を設定していこうというようなことをごさいますして、これらについても目標の設定が重要であるというような議論をしております。

ページを繰らせていただきますが、大変飛び飛びになりますが、二ページをお開きいただきたいと思えます。

「図書館に期待される役割・機能」でございます。(一)で知る権利を保障する図書館ということでございますが、これについては、公共図書館にとって本質的・基本的・核心的なものであるということで、健全な民主主義社会の発展には不可欠なものだ。二番目に、資料の収集・提供機能でございます。それから、三番目には、生涯学習の中核的施設としての図書館ということでございますけれども、さまざまな学習機会の提供等、区民に対する直接のサービス機能と資料や情報の収集・保存、調査・研究等の住民サービスをバックアップする機能についてということで、の図書館の資料・情報収集の一層の整備・充実、それから、三ページの方に、でございますが、子どもの読書環境の整備ということでございます。十五年度におきまして、子ども読書活動推進計画の策定をした経緯がございまして、ここに改めて子どもというところを設けるべきであるというようなところから、このようになってございます。それから、学習機会の提供ということでございます。

それから、四ページでございますが、でございます。他の図書館等との連携ということでございますが、この項の下から五行目でございますでしょうか、平成十六年一月から東京富士大学図書館との連携もやっておりますので、今後こうした連携を深めるべきであるというようなことが言及されております。それから、五番目に調査・研究開発ということでございます。それから、次の四ページ一番下の(四)でございますが、地域の情報拠点としての図書館というようなこと、それから、五ページの(五)でございますけれども、民間活動との連携というようなことをごさいますして、現在のボランティア、あるいは地域社会との連携、あるいは地域の資源等を積極的に活用する具体的な仕組みづくりと、こういったことが調査・研究が重要である。それから、五ページ一番下ですが、ビジネス支援機能ということでございます。ビジネス支援図書館ということが今言われておりますけれども、図書館の持つ情報蓄積をベースにいたしまして、ウェブやデータベース等を装備してIT化を図りながら、六ページでございますけれども、これを運用する司書を養成しまして、図書館に創業と

ビジネスを支援する機能を付加した図書館機能としてビジネス支援図書館というのが言われておりますけれども、今後こういったものを検討していくべきであるというようなことでございます。

それから、七ページの一番上でございますが、図書館機能の多様化ということでございます。今まで本を貸す、あるいはさまざまな資料を貸し出す等々をやっているわけですが、この五行目のところでございますけれども、具体的には学校教育の支援であるとか、あるいは子どもの支援、子育て支援、あるいは高齢者等の支援等々を今後機能を付加しながら多様化を図る必要があるのではないかとということでございます。それから、このちょうど真ん中あたりの下の方でございますが、さまざまな図書館でのネットワークといったことでも機能を多様化していくべきだろうというようなことでございます。

それから、七ページの三でございますが、「中央図書館及び地域図書館の役割について」ということで、八ページで(一)でございますが、中央館の役割が出てございます。中央図書館の役割といたしましては、
、
にありますとおり、知的活動の中核機能であるということ、それから、
の中で資料管理のコントロールセンターの役割を果たすということ、それから、
といたしまして、九ページになりますけれども、全図書館システムの支援機能というようなことでございます。それから、四番目に、中央館の施設機能についてということでございますが、現在、具体的に図書館、中央館をつくるのかつくらないのかという議論はありませんが、中央館にはどんな機能が必要なのかなと、これから先のこと若干議論して、例えばITルームなどは今ないわけですが、ITルームだとか、そういったことがこれからも必要になってくるのではないかとというようなことなどが議論されております。地域館の役割については省略をさせていただきたいと思っております。

十ページでございますが、「地域社会に支えられる図書館」ということでございます。ここには、協働ということございまして、これからNPOとの連携、図書館NPOというのはまだ現代的にはないわけなんですけれども、今後、先を展望しますと、NPOによって運営される図書館もあるのではないかとというようなこと。それから、やはりボランティアの皆さんのお力を借りながら、区民の方に支えられて愛される図書館として発展していくことができるのではないかとというようなことなどが、この「地域社会に支えられる図書館」で議論をされております。

恐れ入ります。十二ページでございますが、一番下の五番目、「図書館サービスの目標の設

定」でございます。現在、数値目標という形では挙げていないわけでございます。図書館サービス全般につきまして、サービス効果はしてはおりますが、目標を設定した上でのことをやっていないということで、今後、そういったことも必要になってくるということ。それから、自分たちだけで点検するのではなくて、外からの評価の仕組みも考えるべきだろうということがここで提案されてございます。

ずっと繰り返していただきまして、十六ページでございますが、ここに検討経過が出てございます。今年度十回ということでございますが、九回までに案を確定いたしまして、十回目の三月二十三日に運営協議会から教育長に提出されたものというものでございます。

今後でございますが、十六年度におきましては、いわゆる各サービスの各論についての議論をすることになってまいります。児童サービスのあり方でございますとか、あるいはレファレンスサービスのあり方でありまして、あるいは開館日をどうしようかといったような開館時間の問題でございますとか、今のところ十四項目程度考えておりますが、こういったものについての議論をしてまいります。

それで、今後でございますけれども、具体的な本年度のサービスの各論の議論に入る前に、運営協議会の皆さんと図書館の利用者、区民の皆さんとの意見交換会を開催をいたしまして、それらで出ました区民利用者の意見も踏まえながら各論の検討に入っていく、こういう考えでございます。最終的には平成十七年二月末になろうかと思っておりますが、最終的な報告という形で運営協議会からいただきまして、十七年三月には運営協議会自身から、また区民の皆さんへの報告会を開いて、今期、十五年、十六年度の二カ年の図書館運営協議会の活動を収束するという予定で今後進めてまいります。

以上でございます。

ありがとうございました。以上で説明が終わりました。

それでは、順次御質問をお受けしたいと思います。

まず、報告一について御質疑のある方はお願いいたします。

いかがでしょうか。

特に報告一については、人事の御紹介ということでございますので、よろしゅうございますか。

それでは、報告二について御質問がおありの方、どうぞお願いをいたします。

管理費のお金の流れで、ちょっとわからないところがあるので伺いますが、まず、第六条

熊谷委員長

内藤委員

で管理経費の概算払いが決まっています、それから、第十条で、利用料金のうち次に掲げる額を施設管理経費に充当するものとする。そうすると、これを上回る利用料金の残額の扱いというのはどういうふうになるのでしょうか。

生涯学習
振興課長

今御質問の、利用料金の規定の額をオーバーした分の取り扱いでございますけれども、指定管理者の収入といたしますが、翌年度の予算にそのことを勘案して、また新たな管理経費を定めていくということになってございます。

内藤委員
生涯学習
振興課長
内藤委員

そうすると、当座収入になるわけですか。
そのとおりでございます。

そうか、なるほど。だから、これは金額がこれだけ明示してあるということは、一年ごとに協定を書きかえるということですね。当然そうなりますね。一年ごとに協定を書きかえていくということですね。

生涯学習
振興課長
熊谷委員長

そのとおりでございます。

よろしゅうございますか。ほかに何かございますか。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

櫻井委員

それでは、新宿区立区民ギャラリー指定管理者の指定及び管理協定については、御質問がないようでございますので、次の報告三について御質問がございましたら、どうぞお願いをいたします。新宿区立落合社会教育会館についての報告、何かございませんか。

生涯学習
振興課長

移られたばかりの赤羽課長に伺うのは酷かと思うんですけれども、建設計画の説明会で五十九人いらして、どんな質問なり御意見が出たのか、わかりましたらお願いします。

建設計画の説明会ということで、建設計画そのものについてですね。それから、周辺施設についてということで、社協会館と、今回ことぶき館も機能統合するということで検討するというお話しておりますので、その両方の施設についてですね。それからあと、これからの進め方について、準備会の構成メンバーですとか公募委員の対象ですとか、そういった御質問がございました。

熊谷委員長

よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。あるいは、関連して何か御質問はございますか。

これ、先ほどちょっと私が聞き漏らしたんじゃないかと思うんですけれども、実際に統合

生涯学習
振興課長

して、この建設着工、あるいは完成というのがいつになるんですか。

この建設計画そのものについては、今回資料等にしてございませんので、申しわけございません。御報告もしていないところでございます。当日、落合第二区民センター建設説明会におきまして配布されました資料によりますと、平成十六年度に設計、平成十七年度、十八年度に建設工事、平成十九年度に開設ということで計画工程、予定として示されております。

熊谷委員長

ありがとうございました。

木島委員、よろしいですか。木島委員は、この辺は土地勘はおありなんですか。私は、ちょっと土地勘が余りないので。

よろしゅうございますか。

内藤委員

これは、要するに落合第二区民センターができると、落合第二特別出張所と落合社会教育会館とは、第二区民センターに吸収されるという、つまり、今ある二つはなくなると、そういうふうに理解していいわけですか。

生涯学習
振興課長

落合第二特別出張所は、区民センターの中の行政事務センター部分に移ってまいります。それから、落合社会教育会館と西落合ことぶき館につきましては、区民センターの地域センター部分に機能を統合するという考えでございます。

熊谷委員長

よろしゅうございますか。

櫻井委員、よろしいですか。どうぞ、御質問があれば。

櫻井委員

ついでに、そうしますと、今の特別出張所なり教育会館という建物がなくなって、その跡地利用というものは、何か計画があるんでしたっけ。

生涯学習
振興課長

落合第二特別出張所につきましては、更地にして地主に返す予定でございます。それから、西落合ことぶき館と落合社会教育会館の施設そのものを取り壊すことは想定したものではありません。近隣の地域需要を踏まえて、その後の活用については検討してまいります。

熊谷委員長

よろしゅうございますか。

それでは、報告の四について御質問がおありでしたらお願いをしたいと思います。区立図書館サービスの基本的なあり方。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、特にないようでございますので、本日の日程でその他となっております議題について、事務局から何か報告事項はございますか。

教育政策課長

本日はございません。

熊谷委員長

それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉

会

午後二時四十八分閉会

熊谷委員長

本日の教育委員会は以上で閉会といたします。
どうもありがとうございました。